

定期報告対象建築物の報告年度

(土浦市建築基準法施行細則第9条)

番号	表(細則)	用途	基準年	定期報告年度								
				R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
1	1	劇場, 映画館, 演芸場,	R2	○	⇒ 3年毎		○				○	
2	2	※1 観覧場(屋外觀覧場を除く。), 公会堂, 集会場	R2	○	⇒ 3年毎		○				○	
3	3	病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	R3		○	⇒ 3年毎		○				○
4	4	ホテル又は旅館	R2	○	⇒ 3年毎		○				○	
5		高齢者, 障害者等の就寝の用に供する用途 【サービス付き高齢者向け住宅, グループホーム 等】	H30		○			○				○
6		高齢者, 障害者等の就寝の用に供する用途 【助産施設, 各種老人ホーム, 障害者支援施設 等】	H30		○			○				○
7	5	児童福祉施設等 (6に掲げるもの以外)	H30		○			○				○
8	6	学校又は体育館(学校に付属するものに限る)	R2	○	⇒ 3年毎		○				○	
		体育館(学校に付属するものを除く)	R2	○	⇒ 3年毎		○				○	
9	7	博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はスポーツの練習場	H30		○			○				○
10	8	百貨店, マーケット, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 遊技場, 公衆浴場, 料理店, 飲食店, 物品販売業を営む店舗	R4			○	⇒ 3年毎			○		
		展示場, 待合	R4	○		○	⇒ 3年毎			○		
11	9	事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る)	R2	○	⇒ 3年毎		○				○	

※1: 客席部分の床面積合計が200㎡以上のもの

※1の例: 客席100㎡+客席50㎡+客席50㎡=200㎡ 定期報告対象となります。



← 報告期間(提出年度の9月1日~12月28日までの期間内)

← 基準年以降は3年毎に報告(H28年に基準年設定)